

検査4において抽出された物件（各特定行政庁10件程度、合計2,802件）において確認された構造審査上の重大な問題点

特定行政庁名		神奈川県	三重県	広島県	前橋市 ※
ヒアリング実施日		平成18年1月24日（火）	平成18年1月23日（月）	平成18年1月20日（金）	平成18年1月24日（火）
物件概要	用途	共同住宅 1件	共同住宅 2件	共同住宅 2件	共同住宅 2件
	施工状況	竣工済	1件工事中、1件竣工済	1件工事中、1件竣工済	1件工事中、1件竣工済
問題点		・確認検査時に構造計算書中のエラーメッセージが記載されるページの提示を求め、安全性の確認は行ったが、当該ページを提出必要書類として添付させずに建築確認を行っていた。	・構造計算書において、エラーメッセージが記載されるページが欠落していたにもかかわらず、建築確認を行っていた。	・構造計算書において、エラーメッセージが記載されるページが欠落していたにもかかわらず、建築確認を行っていた。	・構造計算書において、エラーメッセージが記載されるページが欠落していたにもかかわらず、建築確認を行っていた。
主な対応状況		H18.1.24 ■ヒアリングの際に、特定行政庁に対しエラーメッセージのページがないことを指摘し、建築物の安全性について確認の上、報告するよう指示した。	H18.1.18 ■特定行政庁が業務点検を行った際に、エラーメッセージが記載されるページが欠落していたにもかかわらず、建築確認を行っていたことが確認された。そのため、特定行政庁から設計者に対し、エラーメッセージのページを含めた構造計算書を提出するよう指示した。	H18.2.2 ■検査4対象物件についてヒアリング後、特定行政庁が再点検を行ったところ、エラーメッセージのページが欠落していたことを確認し、点検本部に報告するとともに、設計者に対し、エラーメッセージのページ又は再計算結果を提出するよう指示した。	H18.1.24 ■ヒアリングの際に、特定行政庁に対しエラーメッセージのページがないことを指摘し、建築物の安全性について確認の上、報告するよう指示した。
		H18.1.26 ■特定行政庁が設計者にエラーメッセージのページの提出を指示し、欠落していたエラーメッセージのページが提出され、内容を確認したところ、問題がなかったことについて点検本部に報告があった。	H18.1.23 H18.1.24 ■ヒアリング時に点検本部から特定行政庁に対し、建築物の安全性について確認を行い、報告するよう指示。 ■特定行政庁に設計者から再計算結果が提出され、内容を確認したところ、問題がなかったことについて点検本部に報告があった。	H18.2.6 ■特定行政庁に設計者から1件については欠落していたエラーメッセージのページ、1件については再計算結果が提出され、内容を確認したところ、問題がなかったことについて点検本部に報告があった。	H18.1.26 ■特定行政庁が設計者にエラーメッセージのページの提出又は再計算結果の提出を指示し、1件については欠落していたエラーメッセージのページ、1件については再計算結果が提出され、内容を確認したところ、問題がなかったことについて点検本部に報告があった。
		措置済み	措置済み	措置済み	措置済み

※ 前橋市については、平成18年1月30日公表内容の再掲

特定行政庁名		東京都中央区 ※		松本市 ※		福岡市 ※		うるま市	
ヒアリング実施日		平成１８年１月２３日（月）		平成１８年１月１９日（木）		平成１８年１月２３日（月）		平成１８年１月２３日（月）	
物件概要	用途	共同住宅 １件		共同住宅 １件		共同住宅 ６件		共同住宅 ３件	
	施工状況	工事中		竣工済		５件工事中、１件竣工済		１件工事中、２件竣工済	
問題点		・構造計算書において、エラーメッセージが記載されるページが欠落していたにもかかわらず、建築確認を行っていた。		・構造計算書において、エラーメッセージが記載されるページが欠落していたにもかかわらず、建築確認を行っていた。		・構造計算書において、エラーメッセージが記載されるページが欠落していたにもかかわらず、建築確認を行っていた。		・構造計算書において、エラーメッセージが記載されるページが欠落していたにもかかわらず、建築確認を行っていた。	
主な対応状況		H18.1.23	■ヒアリングの際に、特定行政庁に対しエラーメッセージのページがないことを指摘し、建築物の安全性について確認の上、報告するよう指示した。	H18.1.19	■ヒアリングの際に、特定行政庁に対しエラーメッセージのページがないことを指摘し、建築物の安全性について確認の上、報告するよう指示した。	H18.1.23	■ヒアリングの際に、特定行政庁に対しエラーメッセージのページがないことを指摘し、建築物の安全性について確認の上、報告するよう指示した。	H18.1.23	■ヒアリングの際に、特定行政庁に対しエラーメッセージのページがないことを指摘し、建築物の安全性について確認の上、報告するよう指示した。
		H18.1.26	■特定行政庁が設計者にエラーメッセージのページの提出又は再計算結果の提出を指示し、欠落していたエラーメッセージのページが提出され、内容を確認したところ、問題がなかったことについて点検本部に報告があった。	H18.1.25	■特定行政庁が設計者にエラーメッセージのページの提出又は再計算結果の提出を指示し、提出された再計算結果を確認したところ、問題がなかったことについて点検本部に報告があった。	H18.1.25	■特定行政庁が設計者にエラーメッセージのページの提出又は再計算結果の提出を指示し、６件とも欠落していたエラーメッセージのページが提出され、内容を確認したところ、問題がなかったことについて点検本部に報告があった。	H18.1.30	■特定行政庁が設計者にエラーメッセージのページの提出又は再計算結果の提出を指示し、３件とも欠落していたエラーメッセージのページが提出され、内容を確認したところ、問題がなかったことについて点検本部に報告があった。
		措置済み		措置済み		措置済み		措置済み	

3。 ※ 東京都中央区、松本市、福岡市については、平成18年１月30日公表内容の再掲。